三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条の規定により一般送配電事業の許可を受けた者、同法第二十七条の四の規定により送電事業の許可を受けた者、同法第二十七条の十三第一項の規定により特定送配電事業の届出をした者又は同法第二十七条の二十七第一項の規定により発電事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定によりガス小売事業の登録を受けた者、同法第三十五条の規定により一般ガス導管事業の許可を受けた者、同法第七十二条第一項の規定により特定ガス導管事業の届出をした者又は同法第八十六条第一項の規定によりガス製造事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

［五　略］

（簡易な操作）

第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

［一～五　略］

六　次に掲げる無線局（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

［(1)～(5)　略］

［七・八　略］

（備付けを要する業務書類）

第三十八条　法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一　船舶局及び船舶地球局	［(一)　略］ (二)　無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の三の規定により提出を省略した添付書類と同一の記載内容を有する添付書類の写し及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し）(1) (三)　免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの）(1) (四)　第四十三条第一項の届出書に添付した書類の写し(2)（船舶局の場合に限る。） ［(五)～(八)　略］

三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条第一項の規定により電気事業の許可を受けた者又は同法第十六条の二第一項の規定により特定規模電気事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定により一般ガス事業の許可を受けた者、同法第三十七条の二の規定により簡易ガス事業の許可を受けた者又は同法第三十七条の七の二第一項の規定によりガス導管事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

［五　同上］

（簡易な操作）

第三十三条　［同上］

［一～五　同上］

六　次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

［(1)～(5)　同上］

［七・八　同上］

（備付けを要する業務書類）

第三十八条　法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一　［同上］	［(一)　同上］ (二)　無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し）(1) (三)　免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの）(1) (四)　第四十三条第一項の届書の写し(2)（船舶局の場合に限る。） ［(五)～(八)　同上］